

■学校経営のポイント

児童虐待防止と学校の役割

小島 宏

厚生労働省の発表(2022年9月9日)によると、全国の225か所の児童相談所(児相)が、2021年度に児童虐待に関し、過去最多の207,659件(速報値)も対応したということである。これは、前年度より2,615件、1.3%増加している。1990年度以来30年間連続して増加しており看過できない深刻な状況にある。法制審議会は、虐待の口実になる親が子を戒める「懲戒権」を削除すべきと答申した。

児童虐待の実情

児童虐待には以下のような例があり、子どもの安全・安心・安定に深刻な影響を及ぼしている。

- 心理的虐待(面前での家族への暴力等 60.1%)
- 身体的虐待(家族からの暴力・体罰 23.7%)
- ネグレクト(養育・育児放棄 15.1%)
- 性的虐待(家族の子どもへの性的行為 1.1%)

児童虐待の相談経路

児相が、児童虐待の相談を受けた経路は次の通りであり、早期発見のヒントになる。

- 警察・児相(112,688件 54.3%)
- 近隣住民・知人(28,075件 13.5%)
- 学校・教育委員会・幼稚園(14,944件 7.2%)
- 本人・家族(19,873件 9.6%)
- 福祉事務所・医療機関等その他(32,079件 15.4%)

学校の役割

文部科学省の「学校・教育委員会等向けの児童虐待対応の手引き(2020年6月改訂版)」によると、児童虐待の防止に向けて、学校及び教職員には次のような役割が課されている(【 】内は児童虐待防止法の条番号)。

学校・教職員は、これらを手掛かりにして、児童虐待防止に対する対応に努めたい。

- 虐待の早期発見に努めること(努力義務)【5条1項】

- 虐待を受けたと思われる子供について、市町村(虐待対応課)や児童相談所へ通告すること(義務)【6条】

- 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)【5条2項】

- 虐待防止のための子供等への教育に努めること(努力義務)【5条5項】

早期発見の手掛かり

児童虐待の早期発見が重要である。先述の相談経路を参考にするとともに、学校・教職員については、次の視点から早期発見を意識して観察したい。

- 子ども本人や家族からの相談
- 子どもの体調、服装、給食などの様子の観察
- 子どもの身体の傷やあざなどの観察
- 友達や他の保護者や地域の人などからの情報
- 児相や関係諸機関との情報交換

当該の家族との改善に向けた話し合い

児童虐待の事実が分かった時、その改善に向けて家族と話し合いをもつ必要がある。

その際は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携するとともに、児相などの専門機関の助言を得て、相手(子どもや家族)の諸事情を勘案して、丁寧に対応することが重要である。

校長のリーダーシップ

自校の児童虐待に関する状況を確認し、来月の「児童虐待防止推進月間」に向けて、学校が組織的に取り組むとともに家庭やPTA、関係諸機関と協力・連携して対応することが肝要である。

また、体罰、いじめ、不登校などについても適切な指導・対応に努め、子どもの安全、安心の確保に努めたい。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会顧問)

●小玉重夫、北村友人、小松太郎、澤野由紀子、4人の専門家が語り尽くす。《好評発売中!》

ウクライナ危機から考える「戦争」と「教育」

日本教育学会 国際交流委員会【編集】 四六判 / 170頁 / 定価 1,980円



■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。